

教育委員会規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会規則第17号	さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年11月22日
教育委員会規則第18号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年12月26日
教育委員会規則第19号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年12月26日

さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市博物館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(資料の館内利用) 第4条 学術上の研究のため <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第4項</u> に規定する博物館資料（以下「資料」という。）を館内で特に利用しようとする者は、資料館内利用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出し、資料館内利用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。	(資料の館内利用) 第4条 学術上の研究のため <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第3項</u> に規定する博物館資料（以下「資料」という。）を館内で特に利用しようとする者は、資料館内利用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出し、資料館内利用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 18 号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 29 年さいたま市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 24 条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100 分の 110</u>（条例第 25 条において読み替えて準用する職員給与条例第 27 条第 2 項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100 分の 130</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100 分の 50</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 60</u>）</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100 分の 105</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 135</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100 分の 50</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 60</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 24 条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100 分の 100</u>（条例第 25 条において読み替えて準用する職員給与条例第 27 条第 2 項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100 分の 120</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100 分の 45</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 55</u>）</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100 分の 95</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 125</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100 分の 45</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100 分の 55</u>）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第 24 条の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

さいたま市教育委員会規則第19号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1)及び(2)の表を次のように改める。

別表第6 (第20条関係)

(1) 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	33	34	34	18
59	33	35	35	19
60	34	36	36	20
61	34	37	37	21
62	34	38	38	22
63	35	39	39	23
64	35	40	40	24
65	35	41	41	25
66	36	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	38	46	46	27
71	39	47	47	28
72	40	48	48	28
73	41	49	49	29
74	41	50	50	29
75	42	51	51	30
76	42	52	52	30
77	43	53	53	31
78	43	54	54	31

79	44	55	55	32
80	44	56	56	32
81	45	57	57	33
82	45	58	58	33
83	46	59	59	33
84	46	60	60	33
85	47	61	61	34
86	47	62	61	34
87	48	63	62	34
88	48	64	62	34
89	49	65	63	35
90	49	66	63	35
91	50	67	64	35
92	50	68	64	35
93	51	69	65	36
94	51	70	66	36
95	52	71	67	36
96	52	72	68	36
97	53	73	69	37
98	53	74	69	37
99	54	75	69	38
100	54	76	70	38
101	55	77	70	39
102	55	78	70	
103	56	79	71	
104	56	80	71	
105	57	81	71	
106	57	81	72	
107	57	82	72	
108	58	82	72	
109	58	83	73	
110	58	83	73	
111	59	84	73	
112	59	84	74	
113	59	85	74	
114	60	85	74	
115	60	86	75	
116	60	86	75	
117	61	87	75	
118	61	87		
119	61	88		
120	61	88		
121	61	89		
122	62	89		
123	62	89		
124	62	89		
125	62	89		
126	62	90		
127	63	90		
128	63	90		
129	63	90		
130	63	90		
131	63	91		
132	64	91		
133	64	91		
134	64	91		
135	64	91		
136	64	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	65	92		
140	65	92		
141	65	93		
142	66	93		
143	66	93		
144	66	94		
145	66	94		
146	66	94		
147	67	95		
148	67	95		
149	67	95		
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

(2) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	41	15	43	1
52	42	16	44	1
53	42	17	45	1
54	42	18	46	1
55	43	19	47	1
56	43	20	48	1
57	43	21	49	1
58	44	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20

78	53	42	70	20
79	54	43	71	20
80	54	44	72	20
81	55	45	73	21
82	55	46	73	21
83	56	47	74	21
84	56	48	74	21
85	57	49	75	21
86	58	50	75	22
87	59	51	76	22
88	60	52	76	22
89	61	53	77	22
90	61	54	78	22
91	61	55	79	23
92	62	56	80	23
93	62	57	80	23
94	62	58	80	23
95	63	59	80	23
96	63	60	81	23
97	63	61	81	24
98	64	62	81	24
99	64	63	81	24
100	64	64	82	24
101	65	65	82	25
102	65	66	82	25
103	65	67	82	25
104	65	68	83	25
105	65	69	83	25
106	65	70	83	26
107	65	71	83	26
108	66	72	84	26
109	66	73	84	26
110	66	74	84	26
111	66	75	84	27
112	66	76	84	27
113	66	77	85	27
114	66	77	85	27
115	67	78	86	27
116	67	78	86	28
117	67	79	87	28
118	67	79		
119	67	80		
120	67	80		
121	67	81		
122	68	82		
123	68	83		
124	68	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第6の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。